

在沖米海兵隊員による性的暴行事件に関する意見書

令和7年3月、米軍基地内で成人女性に性的暴行を加え、さらに別の女性にけがを負わせたとして、4月7日に沖縄県警は在沖米海兵隊員を不同意性交と傷害の疑いで書類送検し、那覇地方検察庁は同月30日付で起訴した。

また、同年1月には別の米兵による性的暴行事件が発生していたことも、併せて明らかとなった。

本県議会は、事件・事故が発生するたびに綱紀粛正、再発防止策及び関係者への教育等を徹底するよう強く申し入れてきており、昨年7月には未成年者に対する同様の事件に対して全会一致で意見書等を可決し、厳重に抗議した上で早急な取組を求めたばかりである。しかしながら、日米両政府が着実な実施を図るとしたフォーラムの開催が遅れるなど、再発防止に係る様々な取組はいまだ不十分で、真摯な対応がなされているとは言い難い。

今回の事案をはじめ類似の事件が繰り返されており、女性の人権と尊厳、安心・安全な職場環境が脅かされている現状は、一刻も早く抜本的な改善を行う必要がある。そのためには、沖縄に駐留する軍人等のみならず訓練等で短期間居住する軍人等への人権教育を再度見直し、徹底するとともに、新たなフォーラムにおける問題解決に向けた協議など、具体的かつ実効性のある対策を県民の目に見える形で早急に実施することが強く求められる。

よって、本県議会は、県民の生命・財産を守る立場から、今回の事件に対し、厳重に抗議するとともに、以下の事項を強く要請する。

記

- 1 米軍関係者（長期駐留者・短期滞在者を含む）に対する人権教育を再点検し、効果的かつ継続的に実施すること。
- 2 米軍基地内外で起きる事件・事故の再発防止に係る具体的かつ実効性のある対策を実施すること。
- 3 在日米軍司令官が発表した新たなフォーラムについては、定期的を開催し、事件の公表の在り方、被害の未然防止及び再発防止に資する実効性のある協議を行い、公表すること。
- 4 被害者へのケア、謝罪及び補償を日米両政府が責任を持って講ずるととも

に、その取組状況を県民に明らかにすること。

- 5 米軍構成員等の特権的に扱う日米地位協定については、主権国家としての立場を踏まえ、抜本的な改定を行うこと。特に、刑事事件に関する身柄引渡条項については、公務外の事件において日本側が容疑者の身柄を速やかに確保できるよう、早急に改定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年5月9日

沖 縄 県 議 会

内 閣 総 理 大 臣
外 務 大 臣
防 衛 大 臣
内 閣 官 房 長 官
（沖縄基地負担軽減担当）
内 閣 府 特 命 担 当 大 臣
（沖縄及び北方対策）

宛て